

小児・若年がん患者在宅療養生活支援

区 分	内 容
目 的	40 歳未満の小児・若年末期がん患者には、在宅療養に対する公的支援制度が適用されないため、居宅サービスに要する経費、福祉用具の貸与・購入に要する経費を支援する。
実施主体	市町（政令市を除く）
対 象 者	在宅療養を行う 40 歳未満の終末期がん患者
負 担 額	県 4.5/10 市町 4.5/10 患者 1/10（利用料の 1 割負担）
補助上限額	(1) 0～19 歳 50,000 円（月額） 居宅サービス (2) 20～39 歳 80,000 円（月額） 居宅サービス・福祉用具貸与 (3) " 50,000 円（年額） 福祉用具購入
対象経費	(1) 居宅サービス [訪問介護、訪問入浴介護]（0～19 歳未満） (2) 居宅サービス [同上]・福祉用具貸与（20～40 歳未満） (3) 福祉用具購入（20～40 歳未満）
対象人数	政令市を除く県内で(1)は 3 人、(2) (3)は 14 人を想定 政令市を含む全県で(1)は 5 人、(2) (3)は 24 人を想定
人数の 考え方	0～39 歳の県内がん患者死亡者数、在宅療養実施率から算出